

B 詳細情報 ①触・布達類年表(福岡県)

No.	年号	西暦	布達番号	史料タイトル	内容	出典	史料No	備考	
1	明治5年10月2日	1872	太政官布告	芸娼妓解放令					
2	明治6年9月30日	1873	福岡県布達198号	芸妓並貸座敷渡世内規則	娼妓芸妓の名称廃止し、芸者と呼称 貸座敷免許地8カ所を指定(福岡・博多・堅粕・芦屋・若松・宰府・湯町・甘木)	森崎和江『売春王国の女たち』/西山雄大「福岡県の貸座敷免許地にみる遊廓の空間構成」			
3	明治7年12月24日	1874	福岡県		従来からの娼妓、芸妓の営業場所をことごとく廃止 新たに設置の5営業所(博多柳町・堅粕村水茶屋・芦屋・若松・宰府)においてのみ営業すること	『北九州市史』近代・現代より			
4	明治9年4月5日	1876	内務省達乙45号	徴毒検査ノ件	徴毒は娼妓売淫によるため、予防するには娼妓模 毒検査のほかは、衛生上最緊要につき方法施設 取締行届くように	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
5	明治9年7月11日	1876	県布達330号	売淫懲罰則	県庁の許可を得ず売淫した者、罰金	森崎和江『売春王国の女たち』			
6	明治9年12月	1876	福岡県布達491号	貸座敷規則 芸娼妓規則	警察への登録、鑑札所持 「芸者」名称廃止し娼妓と芸妓を区分 芸妓娼妓ともに貸座敷内に居住のこと 貸座敷免許地7カ所(博多柳町・堅粕村水茶屋・芦屋・若松・宰府・三瀧郡若津・竹野郡松崎)	森崎和江『売春王国の女たち』/西山雄大「福岡県の貸座敷免許地にみる遊廓の空間構成」			
7	明治11年9月11日	1878	甲第186号	貸座敷並芸娼妓規則	貸座敷免許地は5カ所(博多柳町・堅粕村水茶屋・三瀧郡若津村・若松村・芦屋村) 貸座敷業者は娼妓の写真・揚げ代を店頭に掲げ、 娼妓価格の他に金銭取るべからず 芸妓娼妓とも2ヶ月を限り稼ぎ 貸座敷内居住し外出は外出証 芸妓ともに年齢制限なし 芸妓で娼妓を兼ねる場合は娼妓鑑札が必要 娼妓は梅毒検査	森崎和江『売春王国の女たち』			
8	明治15年10月19日	1882	福岡県布達第76号	貸座敷規則・娼妓規則 改正	・貸座敷規則(改正点) 張店の禁止 貸座敷免許地6カ所(博多柳町・堅粕村水茶屋・三瀧郡若津村・若松村・芦屋村・企救郡田野浦) ・娼妓規則(改正点) 16歳未満の者は禁止(営業期間24ヶ月)	森崎和江『売春王国の女たち』			
9	明治16年3月15日	1883	福岡県布達第19号	芸妓営業取締規則(註*)	芸妓は営業看板に戸長の検印、身元保証人、警察署にて鑑札 営業許可区域内に居住(貸座敷営業地内(博多柳町・堅粕村水茶屋・芦屋・若松・三瀧郡若津・企救郡田野浦)+福岡市街・博多市街・久留米市街・柳河市街・小倉市街・企救郡宇ノ島)	森崎和江『売春王国の女たち』			
10	明治24年12月1日	1891	福岡県令68号	芸妓営業取締規則	明治16年公布の規則の改正 営業地区限定の廃止	森崎和江『売春王国の女たち』			
11	明治32年10月5日	1899	内務省訓令32号	貸座敷免許地据置ノ件	貸座敷免許地、従来の指定地のまま据置。新設、 移転、拡張は詳細を稟請すること	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
12	明治33年4月26日	1900	秘甲第123号警保局長通牒	貸座敷免許地ノ新設移転拡張二関スル件標準内規	貸座敷免許地で主要の公道にあたりまだ一廓をなしていないところは、適当な地に移転する方針。理由あって新設移転の場合は、漏洩すると物議を醸す場合があるため、手続き中は秘密に取り扱うこと。貸座敷免許標準内規。	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
13	明治33年10月2日	1900	内務省令44号	娼妓取締規則	18歳未満の者は娼妓になることはできない、娼妓名簿への登録・削除について(娼妓所在地所轄警察官署)、ほか	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
14	明治34年4月27日	1901	内務総務長官通牒(秘甲81号)	(外国人娼妓名簿登録申請の登録拒否)	貸座敷業者が清国人、韓国人などを誘致し娼妓にしようとする場合は、外国人醜業婦が渡来し風俗取締上弊風を生じため、外国人娼妓名簿登録申請は登録拒否すること	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
15	明治43年7月14日	1910	勅令第310号	風俗上取締ヲ要スル稼業ヲ為ス者及行政執行法第三條ノ患者ノ治療設備ニ関スル件	(地方長官は風俗上取締を要する稼業の者の疾患地超のための病院を設立し管理すること、この病院・施設の費用は道府県の負担とする。)	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		(済)	
16	明治43年10月13日	1910	内務省警保局長通牒(警秘牒130号)	(朝鮮人の娼妓名簿登録につき大阪府知事より問い合わせについて通牒)	明治34年4月甲第81号通牒の趣旨による。(貸座敷業者が清国人、韓国人などを誘致し娼妓にしようとする場合は、外国人醜業婦が渡来し風俗取締上弊風を生じため、外国人娼妓名簿登録申請は登録拒否すること)	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
17	明治43年10月28日	1910	保秘収998号	台湾権太人娼妓名簿登録申請二関スル件	台湾人権太人(旧来の者)の娼妓登録申請は、朝鮮人と同様。(外国人規程をあてはめ、登録拒否)朝鮮人芸妓営業は、娼妓営業とは同一視しない。(許可?)	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
18	明治44年10月	1911	福岡県令45号	芸妓取締規則		『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』(昭和5年63号の附より)			
19	大正元年	1912	内務省令17号	娼妓取締規則(改正)		『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』			
20	大正元年	1912	内務省警保局長通牒秘第434号	(行衛不明の娼妓を娼妓名簿から削除する件)	行方不明娼妓で久しく帰来しない者は、娼妓取締規則第7条(住居外出制限)・第11条により家業禁止処分とし、第4条により娼妓名簿削除すること。	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
21	(福岡・若松・折尾・八幡・直方・小倉・門司・久留米・若津・大牟田警察署全国(貸座敷所在地管轄署長宛)	大正元年12月13日	1912	規乙第3号警察部長通牒	行衛不明娼妓名簿削除ニ関スル件	(内務省警保局長通牒により)行衛不明娼妓の(稼業)禁止の必要がある場合は知事に具申すること。	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済
22	大正2年9月30日	1913	保秘第223号	台湾人ニシテ内地人ノ養子女タル娼妓名簿登録ノ件	台湾人で内地人の養子女になった者の娼妓登録については、旧来の台湾人である以上、娼妓名簿には登録しないこと。	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
23	大正4年5月22日	1915	訓示甲第13号警察部長	娼妓名簿削除ニ関スル件	娼妓名簿削除の申請書にて、楼主・貸座敷取締人等に連署させ合意の上申請するなどの文字を記載した申請書を受理すると聞くが、これは娼妓取締規則の趣旨に反する。	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	
24	大正6年8月21日	1917	訓示甲31号	芸妓取締ニ関スル件	芸妓遠出し客と宿泊(線香を付す)することは県令に違背。券番に周知し取締厳重にすること	『福岡県警察法規類典 第二卷(保安)』		済	

